

横浜市コンテナターミナル関連施設

指定管理者審査基準

平成18年12月

コンテナターミナル関連施設の指定管理者審査基準

1 審査手順

(1) 提出書類の確認

応募者から提出された申請書類について、欠格事項に該当するものがないか、事務局で確認します。欠格となった場合は、提案内容の審査は行いません。

(2) 提案内容の審査

欠格事項の確認後、選定委員会が、次に定める審査の基準に基づき、提出書類等により応募者の提案内容を審査します。なお、選定委員会は、審査に際し、応募者から事業計画に関する提案内容についてヒアリングを行うことができます。

2. 審査の基準

選定委員会は、次のような観点から、それぞれの項目を採点し、事業計画全体の得点を算出することにより、応募者が指定管理者としてふさわしいか総合的な判断を行います。

- (1) 「管理運営の基本方針」の妥当性について、コンテナターミナル関連施設を運営するための基本的な知識、能力や取組方針の評価
- (2) 「管理運営の安定性」について、管理体制・組織、人員配置計画、管理実績、経営基盤の評価
- (3) 「管理運営に関する提案」の的確性について、利用促進、経費節減、安全管理・法令の遵守等、その他の提案の評価
- (4) 「収支計画」の健全性について、指定期間中の収支計画の評価

【審査基準一覧】

評価項目		配点		提出書類
1 管理運営の基本方針	(1) コンテナターミナル関連施設を運営するための基本的な知識、能力	100	200点	様式3～4
	(2) コンテナターミナル関連施設を運営するための取組方針	100		
2 管理運営の安定性	(1) 管理体制及び組織	50	300点	様式5～8
	(2) 人員配置計画	100		
	(3) 管理実績	100		
	(4) 経営基盤	50		
3 管理運営に関する提案	(1) 効率的な管理、利便性向上による利用促進	150	400点	様式9～12
	(2) 経費節減	150		
	(3) 安全管理・法令の遵守等	50		
	(4) その他の提案	50		
4 収支計画	指定期間中の収支計画書	100	100点	様式13
合計		1,000点		